

一八世紀前期、石見銀山附幕領内陸部における鉄山業の様相

—中村久左衛門家文書「御請鉄員数留帳」の分析から—

山崎 一郎

はじめに

本稿では、中村久左衛門家文書に残る「御請鉄員数留帳」(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)をもとに、一八世紀前期の石見銀山附幕領(以下銀山領)の内陸部、主に邑智郡東部とその周辺地域における鑪鍛冶屋操業のあり方を検討する。

江戸時代の石見は、中国地方の諸国、出雲・安芸・備後・伯耆などとならび全国的な鉄生産地のひとつであった。一円的藩領域下の出雲(松江藩領)、安芸・備後(広島藩領)、伯耆(鳥取藩領)が、藩の手厚い鉄山業保護政策にも支えられ大鉄師の成長が見られたのに対し、銀山領、浜田藩領、津和野藩領と地域が複雑に分かれ、領域ごと鉄山政策に違いがあった石見の場合、中小鉄師が多く、鉄師の興亡が激しかった点に特長をみることがある。⁽¹⁾ もちろんそれは石見鉄山業の後進性や脆弱性を意味しない。領域構成や鉄山政策に規定されながら、鑪鍛冶屋操業のあり方、製鉄技術、生産・流通などの点で石見の場合どのような特長があったのか、他地域と比較しつつ明らかにする視点が重要である。⁽²⁾

銀山領の鉄山業については、近年多様な研究成果が積み重ねられている。安濃郡・邇摩郡・那賀郡東部など、海岸部および江の川下流域に「海のたたら」「川のたたら」とも呼べる水運を利用した鑪が数多く立地し、それらが鉄生産を主とし、長期操業されていたという地域的特質を明らかにした角田徳幸氏の研究、⁽³⁾ 銀山中心から鉄山業中心への銀山領の地域構造変容を指摘した原田洋一郎氏の研究、⁽⁴⁾ 鉄山業と地

域のあり方を論じた仲野義文氏や岩城卓二氏の研究、⁽⁵⁾ 鉄山政策の変遷と鑪操業の展開の関連性を検討した笠井今日子氏の研究、⁽⁶⁾ 廻船業と鉄山業との関係、鉄の流通について検討した原田氏、⁽⁷⁾ 鳥谷智文氏、⁽⁸⁾ 中安恵一氏などの研究がある。ふるく『大和町誌』で触れられ、近年では佐竹昭氏、⁽¹⁰⁾ 中安氏らが改めて検討した、一九世紀以降の銀山領鉄師による生産・流通統制協定の動きも興味深い。⁽¹¹⁾

本稿で取り上げる「御請鉄員数留帳」は、水陸交通の要衝、邑智郡粕淵村小原に設置された小原口の番所役人が番所を通過する鉄荷の管理上作成したもので、元禄十五年から享保三年まで一七年分の記載がある。この文書から、当時操業された鑪鍛冶屋名、経営者(鉄師)、操業期間、小原口を通過した鉄荷の種別、量などがわかる。すでに原田氏・笠井氏による分析があるが、まだ検討の俎上に挙げられていない多くの情報が文書には含まれている。史料の少ない一八世紀前期銀山領の鉄山業を明らかにできる貴重な文書であり、その細かな分析から一八世紀前期における当該地域の鉄山業を具体的、多角的に描くことができる。個別の経営状況、鉄流通のあり方もある程度推測可能である。情報に限界がある点をふまえて、「御請鉄員数留帳」の分析に絞り、銀山領における鉄山業の様相を明らかにしたい。

一 「御請鉄員数留帳」について

(一) 作成者と文書の性格

最初に「御請鉄員数留帳」(以下「留帳」と略記)について説明する。

銀山領では重要な港に船表番所、交通の要所に口留番所を置き、そこに銀山方役人を常駐させた。交通取締りと移動物資への役銀徴収のためである。⁽¹²⁾ 江川流域の口留番所には、上流から都賀口、都賀行口、濱原口、小原口、川本口、坂本口、住郷口、川上口、江津口があった。「留帳」は小原口の番所役人が書き継いだもので、元禄十五年正月、中野茂左衛門の代から記帳され、享保三年三月まで一七年份が残る。

銀山領の鉄師は御林山(直轄林)を入札で請け負い、その山で炭を焼き鑪鍛冶屋を操業した(操業場所は別の場合もある)。鉄師は入札時、請負年数と運上銀額を提示したが、その運上銀額には、従来の「床役」(製鉄施設に賦課される役銀)、「吉舎炭」(銀精錬用に上納が義務付けられる炭。現物納からのち銀納へ)、「鉄通役」が含まれた。「鉄通役」は鉄荷に課せられる役銀で、本来は鉄荷の口留番所通行時に徴収されるが、入札で御林山を請け負った鉄師には一定量の役銀が免除された(以下免除分を「無役通行量」と記す)。鉄師は出荷時、免除を証明する手形を口留番所へ示し役人はそれで確認を行った。⁽¹³⁾「留帳」はこの制度に関わり、小原口を通過する鉄荷の管理のため作成された。

記載内容は二つに大別される。ひとつは大森代官所から口留番所に宛て鉄師荷物の無役通行量を通知する文書(以下「無役通行通知」)、もうひとつは役人交代時に前任者から後任者へ引き渡される「御請鉄員数留」である。

(二) 無役通行通知

(史料1)は無役通行通知の例である。元禄十五年二月三日、大森代官所役人四名が都賀行口から江津口までの「川筋」口留番所に宛て、八色石村安左衛門に係る鉄荷の無役通行許可量を通知している。

(史料1)

覚

巳年御請鉄

一鉄長割百三拾四駄式拾貫目

八色石村

安左衛門

当午年御請鉄

一同式百駄

合三百三拾四駄式拾貫目

(元禄14年)

右者都賀行村猪谷山、去巳五月より当午六月中迄八色石村安左衛門御請仕、布施村

ニ而致鑪鍛冶屋候間、書面之鉄、安左衛門手形を以無役ニ而可被相通候、以上

(元禄15年)

午二月三日

鹿野平兵衛

高野伴七

野本幸右衛門

鈴木折左衛門

都賀行口より江津口迄

川筋御番所中

八色石村安左衛門は、元禄十四年五月から十五年六月の間、都賀行村の御林山猪谷山の請負を認められ、同山で炭を焼き、布施村で鑪鍛冶屋を操業した鉄師である。通知は彼の鉄荷三三四駄二〇貫の無役通行許可を伝える。その内訳は、元禄十五年分として「鉄長割」二〇〇駄、十四年分の「御請鉄」として「鉄長割」一三四駄二〇貫とある。「御請鉄」とは、十四年に認められた無役通行量のうち翌十五年へ繰り越された分を指す。無役通行量は一年ごとに設定されるが、番所未通過分は翌年に繰り越された。この「御請鉄」の存在は、その年に鑪鍛冶屋で鉄の生産・出荷が無かったことを必ずしも意味しない。仮に鉄荷が口留番所を通過せず地域内を流通した場合、その年の無役通行量は減じない。この点解釈上注意が必要である。次に炭および砂鉄の無役通行に関する例を掲げる。

(史料2)

覚

(元禄15年)

一川本村十三郎当午年同村鉦一ヶ所・鍛冶屋一軒御請仕候而、辰巳同年一坂二

(元禄13・14年)(潮村)

而銀山炭焼候枝木并潮村今山、川戸村・上山村・都賀行村百姓山買候而炭ニ

焼、右鈔江取越候間、無役ニ而可被相通候

(A・A)

一湯谷村粉鉄河本鈔江取越候分通役御請候間、是又十三郎手形を以無役ニ而可

被相通候、以上

(元禄15年)

午正月十六日

右四人衆

都賀行口・志学口・濱原口・小原口・川本口・
 坂本口 右御番所中

元禄十五年一月十六日、「四人衆」(史料1の差出者と同じ。省略して記載されたもの)から六ヶ所の口留番所にあて、川本村十三郎の鑪鍛冶屋に係る物資の無役通行を通知している。十三郎は、潮村一坂山等で焼いた炭および湯谷村の砂鉄を無役で川本村へ運ぶことを認められている。鉄荷と異なり通行量の制限はない。

無役通行通知からは、鉄荷の無役通行量はもちろん、鑪鍛冶屋の操業者、操業の場所、時期、炭所とされた御林山・百姓山名、砂鉄の購入先などがわかる。さらに通知の宛先にも注目できる。(史料1)の宛先が江川沿いの番所のみであるのに対し、(史料2)は内陸の志学口(安濃郡志学村)が含まれている。安濃郡上山村の炭が通過するためであろう。無役通行通知は物資が通過する可能性のある番所へ送られた。ここからは物資流通のあり方を推測する手がかりを得る。

(三) 御請鉄員数留

表紙名でもある「御請鉄員数留」は、番所役人交代時に前任から後任に宛て、任期中通過した鉄荷の無役通行量を報告した文書である。

(史料3)

覚

鉄長割

一千八百五拾六駄拾貫目

川本村十三郎御請分

此わけ

千七拾五駄拾貫目

潮村二郷、曲鉄年々通残

七百八拾壹駄

曲鑪当午年御請分

午正月分

千八百五拾六駄拾貫目

一鉄長割百拾参駄拾貫目

川本村十三郎

同式月分

右同断

一鉄長割九拾駄

同人

同三月分

右同断

一鉄長割八拾七駄

同人

合式百九拾駄拾貫目 内七拾参駄者鉄也

覚

高三百三拾四駄廿貫目之内

一鉄四拾六駄 二月分

八色石安左衛門分

右同断

一同式拾駄 三月分

同人

合七拾壹駄定

右者小原口午正月二月三月三ヶ月分御請通鉄員数相改如此御座候、以上

元禄十五年午三月卅日

中野茂左衛門 印

次御番

長野勘兵衛様

前任の番所役人中野が後任の長野に宛てたもので、任期中の元禄十五年一〜三月に小原口を通過した無役鉄量を報告する。前半は川本村十三郎分、後半は八色石村安左衛門分である。十三郎は十五年分として一八五六駄一〇貫の無役通行が認められ計二九七駄一〇貫目の「鉄長割」を通過させた。一方安左衛門は、三三四駄二〇

表 1 「留帳」で確認できる18世紀前期の鑪鍛冶屋および操業者 (注) 表に示した期間は必ずしも実際の操業開始～終了期間を表すものではない

No.	鑪鍛冶屋名	所在場所		操業者(「留帳」で確認できる期間)	元禄13 辰 1700	元禄14 巳 1701	元禄15 午 1702	元禄16 未 1703	宝永1 申 1704	宝永2 酉 1705	宝永3 戌 1706	宝永4 亥 1707	宝永5 子 1708	宝永6 丑 1709	宝永7 寅 1710	正徳1 卯 1711	正徳2 辰 1712	正徳3 巳 1713	正徳4 午 1714	正徳5 未 1715	享保1 申 1716	享保2 酉 1717	享保3 戌 1718
		郡	村																				
1	(鑪鍛冶屋カ)	邑智	(潮村or川本村)	・川本村十三郎			1																
2	川本村鑪鍛冶屋	邑智	川本村	・川本村十三郎						12													
3	曲鑪鍛冶屋	邑智	長藤村	・川本村十三郎(～宝永5.2)								2											
4	大原鍛冶屋	邑智	都賀行村	・川本村十三郎(～宝永5.2)				8				2											
5	井戸谷鑪鍛冶屋	邑智	井戸谷村	・大森町基右衛門・理兵衛・半四郎(～宝永2) ・川本村十三郎(宝永3) ・大森町理兵衛(宝永6) ・川本村十五郎(宝永6.1～.12) ・川本村重郎兵衛(宝永7～正徳元.9)									3 12										
6	花谷鑪鍛冶屋	邑智	九日市村	・川本村重郎兵衛(～享保2.9) ・川本村七郎右衛門(享保2.10～3.3)									1			9							3
7	布施村鑪鍛冶屋	邑智	布施村	・八色石村安左衛門	5	6																	
8	猪谷鑪鍛冶屋	邑智	都賀行村	・八色石村安左衛門		7?			8														
9	都賀行村鑪鍛冶屋	邑智	都賀行村	・都賀行村十兵衛(鑪1軒+鍛冶屋2軒カ)					8														
10	保閑鑪鍛冶屋	邑智	酒谷村	・源右衛門		2～8																	
11	塩谷鑪鍛冶屋	邑智	塩谷村	・塩谷村権右衛門											10	3							
12	上山村鑪鍛冶屋	安濃	上山村	・上山村治左衛門													6～9						
13	長原村鑪	安濃	長原村カ	・長原村与右衛門													5～8						
14	上野村鑪	邑智	上野村	・庄兵衛・与三右衛門															4	5			
15	(記載なし)			・藤九郎															9				
16	久保鑪鍛冶屋	邑智	久保村	・田窪村嘉左衛門(～享保1.8) ・平左衛門(享保1.4～同.11)																	11		
17	四日市鑪	瀬藤	(大冢本郷カ)	・田窪村嘉左衛門(～享保2.3) ・田窪村嘉左衛門(享保2.3～)																9			3
18	田窪鑪	邑智	田窪村	・田窪村嘉左衛門																間2			
19	川戸村鑪鍛冶屋	邑智	河戸村	・吾郷村八左衛門(鍛冶屋2軒カ)		8			7														
20	上山村鍛冶屋	安濃	上山村	・吾郷村八左衛門					7		2												
21	吾郷村鍛冶屋	邑智	吾郷村	・吾郷村八左衛門							2		10										
24	乙原鍛冶屋	邑智	乙原村	・濱原村利右衛門								2～3											
22	粕淵村鍛冶屋	邑智	粕淵村	・明塚村次右衛門													11						
23	高畑村釘地鍛冶屋	邑智	高畑村	・治右衛門(明塚村次右衛門と同一人カ) ・明塚村徳左衛門(正徳4.4～)													1				12		

貫目が認められ、一月は通過がなく、二・三月は「鉄」六六駄を通過させている。この文書からは小原口を通過した各月の無役通過量および鉄荷種別がわかる。ただし数値はあくまで小原口通過量であり、必ずしも各鑪鍛冶屋の出荷量全体を示すとは限らない。また、鉄荷の通過があった期間は、必ずしも鑪鍛冶屋の操業期間を意味しない。この点の注意も必要である。

鉄の種別には「鉄」「長割」「銑」のほか、「鉄長割」「銑長割」「釘地鉄」「釘地長割」がみえる。「長割」は鍛冶屋で生産された長割鉄（割鉄）、「鉄」は長割鉄以外の銑・鋤・鋼・雑鉄を指すだろう。これらは区別して記載されている。役人は梱包形態や荷札で判別したのではないか。「鉄長割」「銑長割」表記のものは、役人が鉄・銑・長割をまとめてカウントしたものとされる。なお（史料3）では、十三郎の一〇三月分「鉄長割」計二九七駄のうち七三駄が「鉄」とあり、残り二二四駄一〇貫が「長割」とわかるが、区別がわかるケースはこれのみである。

二 一八世紀前期の全体的動向

「留帳」で確認できる鑪鍛冶屋名、その操業期間、操業者をまとめたものが表1、小原口を通過した鉄荷を種類別に集計したものが表2である。これから一八世紀前期の全体的動向をみる。

（一）鉄師数

元禄十五年（享保三年）に確認できる鑪鍛冶屋の操業者（鉄師）数は二四である。そのなかには一軒を二（三名）共同で操業した例、代替わりや操業者の交替があり一軒に複数人が関わった例もある。また、改名した同一人、あるいは親子兄弟の可能性のある例も含まれ、二四名が一軒ずつ操業したという意味ではない。ただし、たとえば松江藩領のように鑪鍛冶屋数が制限され、特定の家が長く操業した地域と比べれば、操業に参入した人数の多さ、操業者の変化の大きさは特長的である。

鉄師数は年ごとに多少がある。確認数が必ずしもその年の実態とは断言できない

が、多い年は五（六）名が元禄十五年、五名が同十六・正徳五・享保元年、少ない年は二名（宝永六・七年）となる。

（二）鑪鍛冶屋数

確認できる鑪・鍛冶屋軒数は、鑪単独および鍛冶屋併設の鑪が一六、鍛冶屋単独操業が七、計二三軒である。うち鑪単独操業が四。

鍛冶屋には割鉄鍛冶屋以外に釘地鍛冶屋一軒が含まれる。「留帳」の史料的制約を意識しつつ、とりあえず年ごとの鑪軒数をみれば、元禄十五年、正徳五年には五軒ある⁽¹⁴⁾一方、宝永六（正徳元年）には二軒、宝永五年には一軒しか確認できない⁽¹⁵⁾。笠井氏の研究から十八世紀中期、寛延三年（一七五〇）の状況をみると、この年銀山領全体で一〇軒の鑪があり、これを「留帳」

表2 18世紀前期、小原口通過鉄荷の動向

年	西暦	鉄長割 (駄)	銑長割 (駄)	鉄 (駄)	銑 (駄)	長割 (駄)	釘地鉄 (駄)	釘地長割 (駄)	駄数計	備考(記載のある月)
元禄15	1702	862	400	151	0	255	0	0	1,668	13ヶ月(閏月あり)
元禄16	1703	418	322	24	0	868	0	0	1,631	12ヶ月
宝永1	1704	367	0	29	136	1,305	0	0	1,837	12ヶ月
宝永2	1705	593	0	0	0	153	0	0	746	1~4月、10~12月
宝永3	1706	540	0	292	0	770	0	0	1,602	12ヶ月
宝永4	1707	251	0	599	0	818	0	0	1,668	12ヶ月
宝永5	1708	1,031	0	343	125	489	0	0	1,988	13ヶ月(閏月あり)
宝永6	1709	608	0	581	296	402	0	0	1,886	12ヶ月
宝永7	1710	1,494	0	0	0	0	0	0	1,494	12ヶ月(閏月あり、12月分なし)
正徳1	1711	852	0	0	0	0	0	0	852	12ヶ月／他に鉄長割4艘分・長割11艘分あり
正徳2	1712	627	0	0	0	45	0	0	672	12ヶ月
正徳3	1713	468	0	804	0	0	133	0	1,405	13ヶ月(閏月あり)
正徳4	1714	80	0	1,453	0	0	0	180	1,713	12ヶ月
正徳5	1715	2,038	0	9	0	50	0	0	2,097	12ヶ月
享保1	1716	1,398	0	0	23	0	0	0	1,421	11ヶ月(閏月あり、1・10月分なし)
享保2	1717	327	761	0	0	0	0	0	1,088	12ヶ月
享保3	1718	259	0	0	0	0	0	0	259	1~3月
計		12,214	1,483	4,285	580	5,153	133	180	24,027	
(%)		51	6	18	2	21	1	1	100	

で確認できる地域と重ねると、川本鑪・瀬尻鑪（川下村）・畑田鑪（畑田村）・都賀本郷鑪・都賀行村鑪など五軒がある。一八世紀前期と中期で銀山領内陸部の鑪が五軒という数字は共通しており、ひとつの目安となる。

特徴的な点として、川本村の鉄師が長期間、継続的に鑪鍛冶屋を操業していることがある。後述のように彼らはいずれも渡利屋（三上家）の人物と考えられる。また、正徳三〇享保三年には田窪村の鉄師も継続して操業している。一方、時期によっては短期間（一〇三年）のみ確認できる鉄師が複数人いる点も注目される。

鍛冶屋の多くは鑪併設だが、一方で鍛冶屋の単独操業もある。元禄十五〇宝永五年、吾郷村八左衛門が操業場所を三回替えながら鍛冶屋を継続的に単独操業している。正徳三〇享保元年には高畑村で釘地鍛冶屋が継続的に操業されている。

鑪の多くが鍛冶屋を併設し、さらに鍛冶屋の単独操業も確認できることは、一八世紀前期、この地域で割鉄の生産・出荷も盛んであったことを示す。

（三）鑪・鍛冶屋の分布

鑪・鍛冶屋の多くは邑智郡内の操業だが、それ以外に安濃郡内のものが三軒（上山村鍛冶屋、同村鑪鍛冶屋、長原村鑪）、邇摩郡内が一軒（大家本郷の四日市鑪）ある。江川沿岸の村で操業された、いわゆる「川のたたら」に川本村の鑪鍛冶屋、長藤村の曲鑪鍛冶屋があり、上野村鑪もこれに該当する可能性がある。

単独操業の鍛冶屋がいずれも小原口近辺で操業されている点も注目される。

（四）小原口を通過した鉄荷の量および種別

一七年間で合計二四〇〇〇駄余が小原口を通過した。年平均一四一三駄で、もっとも多い年は正徳五年の二〇九七駄余である。一方極端に通過量の少ない年もある。その理由は各年で異なる。宝永二年は鉄荷通過が七ヶ月のみで、残り五ヶ月は通過記録がない。正徳元年は一二月月の鉄荷通過が記録されるが、その中に「船」一五艘分の鉄荷があり、この駄数が不明で加算できないので数値が小さい（ゆえに実際の数字はもっと大きい）。正徳二年は一二月月分の記載があるものの通過量は小さ

い。最も数値の小さい享保三年は三ヶ月分しか記載がないためである。

この通過量の評価は難しい。年ごとの増減幅が大きい理由として、この時期の鉄山経営の不安定さ（一年間の生産量の不安定さ）を要因とするという解釈もできるかもしれない。しかし繰り返すように、これは小原口を通過した無役通行量を示す数字である。小原口を通過しない鉄荷が増えれば小原口通行量は減少する。小原口を通過しない地域内での鉄流通が存在すれば、極端に通過量の少ない年はそれが要因となった可能性も考えられる。単に鑪鍛冶屋の鉄生産状況を要因とすることは難しい。ここでは結論は保留し、年平均で一四〇〇駄余、多い年では一五〇〇〇二〇〇〇駄の鉄荷が小原口を通過していた事実を指摘するに止めたい。⁽¹⁶⁾

鉄荷を種類別にみると、「鉄長割」と「鉄長割」が全体の五七％を占め、「長割」が二一・四％、「鉄」が一七・八％、「銑」が二・四％。わずかながら「釘地鉄」「釘地長割」が一・三％ある。「鉄長割」「鉄長割」の内訳（銑・鉄・長割それぞれの割合）は不明だが、「鉄」「銑」単独の合計と「長割」単独の比率はほぼ同じである。

銀山領海岸部、江川下流域の鑪は、銑の生産、出荷が主体であったとされる。これに対し内陸部は割鉄鍛冶屋も多く、同じ銀山領でも様相に違いがある。前述のように、当該期の邑智郡東部およびその周辺地域では割鉄生産に力が注がれていたことは明らかである。ただし「銑」「鉄」の出荷も行われていたのもまた事実で、その比率も小さくはない。割鉄の生産・出荷を主体としつつ、市場動向をみながら銑・鋤・鋼・雑鉄での出荷も平行して行いう形であったといえる。⁽¹⁷⁾

三 川本村の鉄師十三郎・十五郎・重郎兵衛・七郎右衛門

本章以下では、鉄師ごとに操業のあり方を検討する。まず、「留帳」にみえる鉄師中、もっとも大規模かつ長期操業を行っている川本村の鉄師をとりあげる。

江川中流に位置し交通の要衝地であった川本村では、江戸時代、渡利屋（三上家）が土居原鑪を操業し大規模な鉄山経営を展開していた。その創業は寛文年間（一六

六〇年代」と推測されている。『川本町誌』。「留帳」には川本村の鉄師として、十三郎、十五郎、重郎兵衛（十郎兵衛）、七郎右衛門の名がみえる。ただし彼らの名字、屋号、間柄に関する情報はない。原田洋一郎氏は彼らを渡利屋歴代当主としている。『川本町誌』によれば、時期は異なるが、川本村年寄役を務めた渡利屋（三上家）当主に七郎右衛門、重郎兵衛、重三郎の名がみえる。当主名が家で継承されることが多いことをふまえ、四名を渡利屋の人物とする原田氏の理解に従いたい。

彼らが操業した鑪鍛冶屋は、川本村に止まらず、川本村より上流の村々に広がっていた。以下、四人が関わった鑪鍛冶屋について述べる（図1）。

（一）川本村鑪鍛冶屋

最初に名前が現れるのが十三郎である。元禄十五年から宝永五年二月までの間、川本村鑪鍛冶屋、長藤村曲鑪鍛冶屋、都賀行村大原鍛冶屋の操業に関わっている。またそれ以前、元禄十三・十四年にも御林山を請け負っている。

川本村鑪鍛冶屋は、「留帳」では元禄十五年から宝永二年十二月まで確認できる。（史料2）によれば、元禄十五年、十三郎は潮村



図1 川本村鉄師（渡利屋）操業の鑪・鍛冶屋

※参考のため渡利屋が18C中期に操業した長良村鑪鍛冶屋の位置も示した。
 ※八色石村安左衛門の猪谷鑪（都賀行村）もあわせ示した。

の御林山一坂山と今山、および川戸村・上山村・都賀行村の百姓山を炭山として川本村での鑪鍛冶屋操業を許可されている。潮村一坂山につき「辰巳兩年一坂二而銀山炭焼候枝木」とあるので、彼が元禄十三・十四年にもこの山を請け負い、吉舎炭を上納していたことがわかる。そのことは、彼が兩年にも鑪もしくは鑪鍛冶屋を操業していたことを意味する（場所の検討は後述）。その後、引き続き同山を川本村鑪鍛冶屋の炭山として使用したのである。

十三郎は十五年中にさらに六ヶ所の御林山を確保している。それは次の元禄十六年一月十六日付け無役通行通知からわかる。

（史料4） ※a・dは山崎註

覚

a 一鉄八百七拾貳駄 是者午年残鉄（元禄15年）

b 一同七百五拾駄 是者竹山・田水・日平・立懸・大槓谷・落合午年分（元禄16年）

c 一同七百五拾駄 是者同所未年分（元禄16年）

d 一同七百八拾貳駄 是者曲・松原・蓬・大原分

ノ三千百五拾二駄 但鉄長割共ニ

一湯谷村粉鉄川本鑪江取越候分通役致御請候間、是又十三郎手形を以無役ニ而可被相通候

右之通川本村十三郎手形を以無役ニ而可被相通候、以上

未正月十六日 鹿野平兵衛

高野半七

野本幸右衛門

濱原口も口津之御番中

十三郎は元禄十六年一月に「鉄長割」計三一五二駄の無役通行を認められている。その内訳は、a 元禄十五年の無役通行残量八七一駄、⁽¹⁸⁾ b 同年、御林山の竹山（乙原村）・田水（川本村）・日平・立懸・大槓谷・落合（都賀行村）を請け負ったこと

に対する無役通行量七五〇駄、c同十六年分七五〇駄、d長藤村の曲・松原、都賀行村蓬・大原などの御林山請負に対する無役通行量七八一駄である。

後述するが、この時期十三郎は長藤村で曲鑪鍛冶屋も操業しており、dは同所の炭山である。無役通行量が、(史料3)にみえる「曲鑪当年御請分」七八一駄と同額であることがそれを示す。とすれば、bの六ヶ所の御林山は、川本村の鑪鍛冶屋操業のため元禄十五年一月以後新たに請け負ったと理解できる。経営基盤強化のため、さらに広い炭山確保を目指したとすれば合点がいく。彼はこれらの山を宝永二年まで請け負い、連年「鉄長割」七五〇駄の無役通行を認められている。このほか、宝永元々二年に乙原村銅ヶ丸、川下・川本村百姓山も炭所に加えている。

砂鉄購入先もわかる。元禄十五年から宝永二年までの間、湯谷村の砂鉄を川本村の鑪へ無役で搬入することが認められている。ちなみに『川本町誌』では、天保十一年(一八四〇)、渡利屋土居原鑪の砂鉄購入先として、湯谷村のほか、川下村、奥山村、因原村、川本村内の中倉・日向、および原村・川下村尾原の川砂鉄をあげている。湯谷村は、川本村の鑪にとり長期間砂鉄供給地であったようである。

川本村鑪鍛冶屋は「留帳」には元禄十五々宝永二年にのみ現れるが、それをもって操業期間は判断できない。たとえば、十三郎は元禄十三・十四年に潮村の二つの御林山を請け負っている(一坂山と二郷山。史料2・3)。この点から十四年以前をどう考えるかが問題で、(史料3)の「潮村二郷、曲鉄年々通残」の解釈が難しい。元禄十四年以前に潮村でも鑪を操業し、十五年から新たに川本村で鑪を開始したとの解釈もできるが、『川本町誌』が川本村での操業開始を寛文期と推定している点をふまえれば、元禄十四年以前、すでに川本村での鑪鍛冶屋は行われており、潮村の山はその炭山として使用されたものと考えられることもできる。また、「留帳」に宝永二年までしか記載がないことも、以後川本村鑪鍛冶屋の鉄荷がすべて江津へ出荷され、小原口を通過しなかったとすれば理解できる。「留帳」に宝永二年までしか記載がないことは川本村での操業中止を意味しない。川本村鑪鍛冶屋の操業期

間は「留帳」では判断できず、他史料からの検討が必要となる。

(二) 曲鑪鍛冶屋(長藤村)・大原鍛冶屋(都賀行村)

十三郎は川本村鑪鍛冶屋の操業期間中、平行して長藤村曲(曲利)および都賀行村大原で鑪鍛冶屋を操業している。「曲り鑪鍛冶屋」とも表記されるので、鍛冶屋も併設されていた。(史料3)から曲鑪の元禄十四年の操業も確認できる。出荷は宝永五年二月まで確認でき、少なくとも足かけ八年の長期操業であったことになる。⁽²⁰⁾

一方、「都賀行村大原鍛冶屋」「大原鍛冶屋」の名は宝永元年十月から五年二月まで確認できる。ただし元禄十六年八月にも十三郎名で「都賀行かじや」があり、これが大原鍛冶屋の意味であれば操業時期はさらに下がる。「大原曲り鑪鍛冶屋」「曲り大原鑪」と表記される場合もあり、曲鑪鍛冶屋と大原鍛冶屋の一体性もうかがわれる。曲鑪の銑を大原鍛冶屋に運び割鉄にすることもあったかもしれない。⁽²¹⁾

十三郎は元禄十五・十六年、宝永元年に長藤村の御林山曲・松原、都賀行村の御林山蓬・大原を請け負い、「鉄長割」七八一駄の無役通行を認められている(史料4)。さらに、宝永元々四年には長藤村の御林山蒲代・源太山を請け負い同二六〇駄、宝永二年には都賀行村大原の百姓山を請け負い同四九一駄、宝永三年には上野村の御林山新道地と井戸谷村の御林山程原を請け負い同二〇四駄を認められた。各山はいずれも曲鑪鍛冶屋および大原鍛冶屋の炭所と考えられる。宝永三年分として曲・大原鑪鍛冶屋に認められた無役通行量は一三六四駄にも及ぶ。

表3は、十三郎名あるいは曲鑪鍛冶屋・大原鍛冶屋の名で小原口を通行した鉄荷量である。曲・大原鑪鍛冶屋の場合、鉄荷のほとんどは小原口を通過したと考えられるので、両所の全出荷量に近い数字とみられる。期間中、出荷は宝永四年を除き毎月行われており、四年間で通過量が一〇〇〇駄を超える。宝永三年も八三一駄ある。この数字は他の鉄師に比べ卓越している。宝永二年は出荷が六ヶ月、同五年は操業最終年で三ヶ月間の出荷のため数字が小さい。

鉄荷の種別は、「鉄長割」「銑長割」が五六%、「長割」が二五%、「鉄」「銑」が

表3 曲・大原鑪鍛冶屋鉄荷の小原口通過量

年	西暦	鉄長割		鉄		長割		銃長割		銃		計	備考(出荷期間)
		駄	貫	駄	貫	駄	貫	駄	貫	駄	貫		
元禄15	1702	812		40		131		400				1,383	1~12月(閏月有)
元禄16	1703	418		14		399		322				1,153	1~12月
宝永1	1704	367		29		605				136		1,137	1~12月
宝永2	1705	593										593	1~4月 10~12月
宝永3	1706	540		292		1						833	1~12月
宝永4	1707	251		571		419						1,241	1~10月
宝永5	1708			229		136						365	1、閏1、2月
計		2,981		1,175		1,690		722		136		6,704	
%		44		18		25		11		2		100	

注：長割 1 駄20貫、銃 1 駄30貫。鉄長割・銃長割は仮に25貫で計算した。

同五年にはふたたび大森町人三名のうちの一人、理兵衛が井戸谷鑪名で鉄荷を出荷している。しかし、同六年には十五郎、同七年・正徳元年には重郎兵衛が、井戸谷鑪・井戸谷鑪鍛冶屋名で鉄荷を出荷した。宝永三年に十三郎が程原・新道地を請け負ったにも関わらず、同五年だけ前操業者理兵衛名で鉄荷が出荷された理由は不明である(井戸谷鑪鍛冶屋をめぐる状況は四でも触れる)。

表4は元禄十五年以降の出荷状況である。宝永五・六年は「井戸谷鑪」とあるが、

一九％である。「鉄」(銃・鋤・雑鉄)と「長割」の比率ははっきりできないが、種別のわかる分では、「長割」が二五％、「銃」が一八％なので、全体として六・四ぐらいの割合、やや「長割」が多いぐらいであつたろうか。

宝永五年以降「留帳」に曲・大原鑪鍛冶屋は見えない。井戸谷鑪鍛冶屋へと操業場所を替えた可能性が高い。

(三) 井戸谷鑪鍛冶屋(邑智郡井戸谷村)

井戸谷鑪鍛冶屋は邑智郡井戸谷村の御林山程原で操業されたと考えられる。十三郎、十五郎、重郎兵衛の関わりが確認できる。

後述するが、元禄十五年より大森町人甚右衛門・理兵衛・半四郎が井戸谷村程原と上野村新道地の御林山を請け負い、井戸谷鑪の操業を行っていた。ところが、宝永三年には程原山と新道地山は十三郎の請負となる。同山の操業権を十三郎が獲得したことを意味するが、同四年に井戸谷鑪の記載はなく、なぜか

宝永七年・正徳元年には「井戸谷鑪鍛冶屋」と表記され、鉄荷も「鉄長割」が主となっているので、宝永七年以降は割鉄鍛冶屋も併設されたようである。

なお、十三郎の名は宝永五年二月で見えなくなり、宝永六年一〜十二月は十五郎、宝永七年一月から享保二年九月までは重郎兵衛となる。三者が重なる時期はないので、この時期における改名、親子代替わりなどが推測される。

(四) 花谷鑪鍛冶屋(邑智郡九日市村)

花谷鑪鍛冶屋は、九日市村の御林山花ノ谷山での操業と考えられる。出荷は正徳元年十月から享保三年三月まで足かけ八年間確認できる。正徳元年十月から享保二年九月までは重郎兵衛、享保二年十月から同三年三月までは七郎右衛門名で出荷されている。重郎兵衛は正徳元年九月まで井戸谷鑪鍛冶屋から鉄荷を出荷しているので、花谷鑪鍛冶屋はその後継に位置付けられるであろう。

表5は、小原口を通過した花谷鑪鍛冶屋の鉄荷量である。種別は「鉄長割」と「鉄」で、長割と銃等の出荷が平行する。ただし、正徳四年は「鉄」が九〇％近い。年間量で見ると、正徳五年は年間を通じて出荷が確認でき、総量は一三三三駄に及ぶ。年間一〇〇〇駄を超える量を出荷するのは曲・大原鑪鍛冶屋と共通する。一方で、それ以外の年は五〇〇〜六〇〇駄程度、享保二年は一六駄に止まる。出荷月も正徳二年は年間を通じた量だが、他の年は限られた期間のみである。この評価も

表4 井戸谷鑪鍛冶屋の小原口通過量

年	西暦	鉄長割			鉄		長割			銃			計
		駄	貫	艘	駄	貫	駄	貫	艘	駄	貫	半	
元禄15	1702	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
元禄16	1703	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝永元	1704	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝永2	1705	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝永3	1706	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝永4	1707	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝永5	1708	1,005	10	0	114	10	118	0	0	125	0	0	1,362
宝永6	1709	0	0	0	0	0	140	0	0	296	0	1	436
宝永7	1710	1,086	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,086
正徳元	1711	304	0	4	0	0	0	0	11	0	0	0	304

難しい。生産の減少、生産の不安定性を読み取る評価も可能かもしれない。ただしくり返しになるが、数字はあくまで小原口を通過した鉄荷量である。たとえば花谷鑪鍛冶屋から九日市へ鉄荷が出され、銀山街道を利用して鉄荷が流通すれば「留帳」に数字は現れない。この結論も今後の検討課題とせざるを得ないが、右のような流通上の問題も考えておくべきであろう。

四 複数の鑪鍛冶屋との関わりが確認できる鉄師

渡利屋と推測される川本村の鉄師ほど長期間かつ大規模ではないが、複数の鑪鍛冶屋との関わりが確認できるのが以下の鉄師である。

(一) 八色石村安左衛門（布施村鑪・都賀行村猪谷鑪）

八色石村安左衛門は、元禄十四年五月から宝永元年八月まで鑪鍛冶屋操業が確認できる⁽²²⁾。彼が関わった鑪鍛冶屋は二ヶ所ある。(史料1) によれば元禄十四年五月から十五年六月まで都賀行村の御林山猪谷山を請け負い、鑪鍛冶屋を布施村に置いた。同村は隣接の八色石村とともに鉄穴流しがさかんであった(『角川日本地名辞典』)。砂鉄採取地に近い布施村で操業し、猪谷山は当初炭山であったようである。ところが、十六年一月十七日付け無役通行通知には次のようにある。

(史料5)

一 鉄長割五拾六駄式拾貫目 是者猪谷鑪^(元禄15年)午年残鉄
 一同百五拾六駄 是者同所未年分御請高^(元禄16年)

表5 花谷鑪鍛冶屋鉄荷の小原口通過量

年	西暦	鉄長割	鉄	計	備考(出荷期間)
		駄	駄		
正徳元	1711	487		487	10～12月
正徳2	1712	587		587	1～12月
正徳3	1713	487	104	591	鉄長割1～3月、鉄1～9月
正徳4	1714	80	546	626	鉄1～9月 鉄長割10～12月
正徳5	1715	1,335		1,335	1～12月
享保元	1716	699		699	2～9月
享保2	1717	116		116	10～12月
享保3	1718	209		209	1～3月
計		4,000	650	4,650	
%		86	14	100	

〆式百拾式駄式拾貫目

二二駄二〇貫目の無役通行が認められており、その内訳は「鉄長割」五六駄二〇貫目が「猪谷鑪午年残鉄」、一五六駄が「同所未年分御請高」とある。注目すべきは元禄十五年操業の鑪が「猪谷鑪」と表記される点である。鑪は十五年中に布施村から都賀行村猪谷山へ打替えられたとみられる。猪谷山の請負期間は十五年七月以降も延長されたと考えられるので、それを契機に鑪を打ち替えたのであろうか。無役通行通知には「追而他領粉鉄右鑪へ取越候分致御請候間、無役にて可被相通候」とあり、安左衛門が他領砂鉄の購入を考えていたこともわかる。鑪打替えの背景には、使用する砂鉄の変更(布施村砂鉄から他領砂鉄へ)があった可能性も考えられる。

鉄荷は十五年二〇四月に「鉄」一一駄、十六年八月に「鉄」一〇駄、九月に「長割」二〇駄、宝永元年八月に「長割」一三駄一〇貫が通過している。鍛冶屋を併設しているが「鉄」の出荷が多い。

十五年の無役通過許可量三三四駄二〇貫に対し、同年の小原口通過量は一一駄に止まる。これは出荷量自体の小ささを意味するものではなく、小原口を通過したのが出荷の一部であったことによる。十六年一月の無役通行許可量は二二駄二〇貫で、内訳は十五年の残量五六駄二〇貫、十六年許可量一五六駄である(史料5)。とすれば十五年の無役通行許可量のうち一六七駄は小原口以外の番所を通過したことになる。無役通行通知の宛先は「都賀行口江津口迄川筋御番所中」とあり内陸部の番所は含まれないので、小原口より上流、濱原口か都賀行口を通過したことになる。たとえばこの時期、川本村十三郎が長藤村曲で鍛冶屋を操業している。十三郎が自身の鑪で生産した鉄に止まらず、他の鑪からも鉄を購入し鍛冶屋で割鉄を生産することはありうる。もし十三郎が安左衛門の猪谷鑪から鉄を購入したならば、鉄荷は都賀行口の番所を通過し長藤村曲へ運ばれたのではないか。この場合、安左衛門の鉄荷は小原口を通過しない。彼の無役通行量の分析から、そのような地域内

での鉄（銑）流通、「地払」のあり方を推測できる。

(二) 田窪村喜左衛門・嘉左衛門（久保鑪鍛冶屋・四日市鑪・田窪鑪）

田窪村喜左衛門と嘉左衛門は三つの鑪鍛冶屋に関わっている。彼らの名前および操業した鑪鍛冶屋は正徳三年九月から享保三年三月まで確認できる。喜左衛門は正徳三年九月から享保二年三月（出荷者名では享保元年九月）まで、享保二年三月以後は嘉左衛門の名がみえる。両者の関係につき享保二年三月分に次の記載が参考になる。

（史料6）

（享保二年三月）

同月

（鉄長割）

田窪喜左衛門事

一同式拾五駄

嘉左衛門

嘉左衛門の肩書きに「田窪喜左衛門事」とあることから、両名が同一人物であり、改名したことがわかる。

彼が関わったのは久保鑪鍛冶屋、四日市鑪、田窪鑪である（図2参照）。

①久保鑪鍛冶屋（久保村） 喜左衛門が操業したものに「久保鑪」「久保村鑪」がある。「久保鉦鍛冶屋」とも表記されるので鍛冶屋も併設したとみられる。久保村は居村田窪村からは距離がある。

喜左衛門名での出荷は正徳三年九月から享保元年八月までである。正徳三年九月十二月に「鉄」計二八五駄、正徳四年二月十二月に同九〇七駄余、正徳五年一月八月に「鉄長割」四二二駄余と「鉄」九駄、享保元年は四ヶ月で「鉄長割」二四三駄余を出荷した。正徳三・四年は「鉄」のみだが、正徳五年・享保元年は長割が含まれる。正徳四年の通過量は九〇〇駄を越えており、その全生産量は小さくなかったと考えられる。なお、享保元年には、七・八月は喜左衛門名で出荷されているが（「久保より」「久保鉦下り」）、四月・十一月には平左衛門という名で久保鑪から二五駄の「鉄長割」が出荷されている。この理由は不明である。

②四日市鑪（大家本郷カ）「四日市」の地名から、邇摩郡大家本郷の四日市で操業されたと推測される。

正徳五年九月から享保三年三月まで確認できる。

正徳五年九月、喜左衛門名の「鉄長割」三〇駄が通過した記録が初見である。翌享保元年九月にも「鉄長割」二五駄が通過した。享保二年十一月・十二月、三年三月には嘉左衛門名で四日市鑪の「鉄長割」が三〇駄、三〇駄、五〇駄通過している。

享保二年三月九月には嘉左衛門名で「鉄長割」の出荷があり、これも四日市鑪のものと考えられる。操業者名は享保二年三月を境に喜左衛門から嘉左衛門に替わっている（史料6）。久保鑪とは正徳五年・享保元年の2年間操業期間が重なる。

興味深いのは、四日市鑪の鉄荷が小原口を通過していることである。四日市鑪から江川へと鉄荷を出した後、川を遡り小原口へ荷を送る場合があったことになる。

③田窪鑪（田窪村） 田窪鑪は享保元年閏二月の通過記録にのみ名がみえる。居村田窪村での操業と考えられる。

（史料7）

※a bは山崎註

（申閏2月（享保元年））

同月分

（鉄長割）

a 一同五拾駄

久保鉦出 請人田窪

喜左衛門

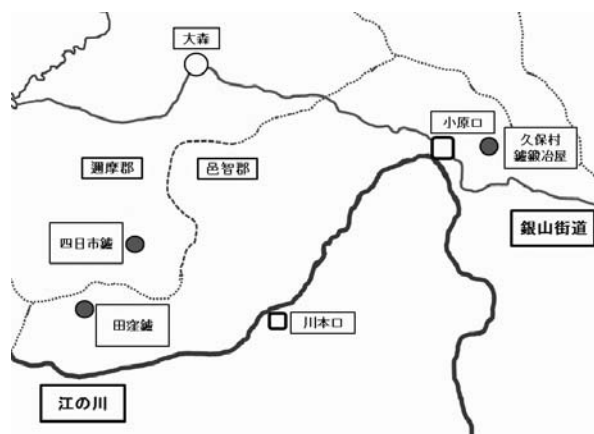


図2 田窪村喜左衛門（嘉左衛門）操業の鑪・鍛冶屋

同月分

b 一同拾式駄式拾貫目 田窪鉦出 同所

同人

是ハ請高七拾駄拾貫目、田窪鉦より久保鑪鍛冶屋へ取越候分、請高之内

この時期喜左衛門は久保鑪鍛冶屋も操業している。a「鉄長割」五〇駄は、享保元年閏二月に久保鑪鍛冶屋から出荷され小原口を通過した分である。一方、b「鉄長割」一二駄二〇貫目は、「田窪鉦出」とあるので、喜左衛門が操業する田窪鑪から出荷され、小原口を通過した分ということになる。注目されるのが「是ハ」以下の部分である。一二駄二〇貫目の「鉄長割」は「請高」七〇駄一〇貫目に含まれる分で、田窪鑪から久保鑪鍛冶屋へ輸送したものという。「請高」とは、田窪鑪操業に際し喜左衛門が御林山（もしくは百姓山）を請け負ったことに対する無役通行量である。田窪鑪から久保鑪鍛冶屋へ「鉄長割」一二駄二〇貫目を運び入れるため、小原口に鉄荷を通過させたが、それは田窪鑪分の無役通行分として（番所役人が帳簿上）処理したという意味であろう。この鉄荷の動きも興味深いが、なぜ田窪鑪から「鉄長割」が久保村の鑪鍛冶屋へ送られたのかは不明である。なお、田窪鑪はここにしか現れず、四日市鑪と同じ鑪であった可能性も否定できない（田窪村喜左衛門操業の鑪という意味で「田窪鑪」と表記された可能性も考えられる）。

五 大森町人による鑪操業

（一）大森町人甚右衛門・半四郎・理兵衛と井戸谷鑪

大森町の町人甚右衛門・半四郎・理兵衛（利兵衛）の三名が共同で鑪操業を行った例がある。初見は宝永元年正月二十日付け無役通行通知である。この文書には、
（元禄15・16年）
 「午未両年分残鉄」一二〇八駄と「当申年分」一〇四駄、計三八四駄の無役通行、および吉舎炭五〇駄の納入が通知されている。これらは上野村の御林山新道地および井戸谷村の御林山程原の請負に対するもので、これにより彼らが少なくとも元禄十五年より操業していたことがわかる。程原山で操業されたのが井戸谷鑪である。翌

宝永二年正月十七日付け無役通行通知では一〇四駄の無役通行が認められている。

三名の名は宝永三・四年にはない。一方、宝永三年一月十日付けの無役通行通知によれば、川本村十三郎が大原・曲鑪鍛冶屋の炭山として新道地山・程原山を請け負い鉄一〇四駄の無役通行を認められている。二つの山の使用権を川本村十三郎が得たのである。翌四年は井戸谷鑪からの出荷はないが、なぜか五年三月〜十二月には毎月「大森 理兵衛」名と「井戸谷鑪」名での出荷が現れる。九ヶ月間で「鉄長割」一〇〇五駄一〇貫、「長割」七一駄、「鉄」一一四駄一〇貫、「銑」四四駄、計一二三四駄二〇貫もの大量出荷である。これは新道地山・程原山に認められた無役通行量をはるかに越える。翌六年には川本村十五郎の名、宝永七年〜正徳元年は川本村重郎兵衛の名で鉄荷が出荷されている。

井戸谷鑪をめぐる右のような複雑な動向があり、その詳細は不明なのだが、仮説的に次のような推測をしたい。元禄十五年から大森町人三名が新道地山・程原山を請け負い、鑪操業を始めたものの、次の（二）で述べるようにその操業は順調ではなかったことがうかがわれる。一方、前述のように川本村十三郎は曲鑪鍛冶屋の操業を宝永五年で中止するが、彼がそれ以前から次の操業場所を探していた可能性は高い。そうした中、宝永三年に新道地山・程原山の請負権を十三郎が獲得し、井戸谷鑪および関連施設を大森町人三名から譲渡（売却）されたのではなかろうか。宝永五年に理兵衛のみ井戸谷鑪との関わりがみえるのは、雇われ操業者として引き続き鑪の操業を十三郎から任されたことを意味するか、あるいは実質の経営者は十三郎だが、鉄荷の出荷に関して形式的・名目的に理兵衛の名前が使われたという事情だったかもしれない。新道地山・程原山に認められた無役通行量一〇四駄を大幅に超える鉄荷が井戸谷鑪名、理兵衛名で出荷されたのは、十三郎分の無役通行量が流用された可能性がある。このうち十五郎・重郎兵衛名で鉄が出荷される宝永六年（正徳元年）には、理兵衛も完全に操業から手を引いたと考えられる。

(二) 井戸谷鑪の鉄流通

井戸谷鑪が大森町人三名で操業されていた時期の鉄流通のあり方を無役通行量の動向から考えたい。三名が上野村新道地と井戸谷村程原を請け負い、宝永元年正月に認められた無役通行量は、「午未両年分残鉄」二〇八駄、「当申年分」一〇四駄、計三八四駄である。二つの山に対する年間の無役通行量は一〇四駄に設定されており、「午未両年分残鉄」が二〇八駄であることは、前々年・前年、元禄十五・十六年には出荷された鉄が無かったと判断できる。井戸谷鑪から口留番所を通過しない鉄荷の出荷ルートが見つけ難いからである。このことから、当初鑪操業は上手く行かず、結果的に鉄荷の出荷ができなかったことが考えられる。

一方、宝永二年には三名に一〇四駄分の無役通行が認められており、そこに宝永元年の残量記載はない。とすれば、宝永元年に無役通行を認められた三二二駄はすべて同年内にいずれかの口留番所を通過したことになる。ようやく操業が上手く行き出荷できたということであろう。ただし、「留帳」に通過記録は無いので小原口以外の口留番所を通過したことになる。井戸谷の口留番所を通過して領外（たとえば広瀬藩領の赤名）へ出荷されたことは考えられないだろうか。三名の鉄荷に関する無役通行通知は「所々御番所中」とあり、鉄荷が井戸谷口を通過することはありうる。井戸谷鑪からはそのような鉄荷の流通ルートも想定できる。

六 短期間のみ確認できる鉄師・鑪鍛冶屋

鉄荷が小原口を通過した期間、あるいは確認できる操業期間が短期間（一〜三年）に止まる鉄師、鑪鍛冶屋として以下のものがある（図3参照）。

(一) 都賀行村十兵衛（都賀行村鑪鍛冶屋）

都賀行村十兵衛は、元禄十五年から宝永元年八月まで都賀行村の百姓山猪谷山と同村御林山一本杉山を請け負い、鑪鍛冶屋を操業している。元禄十六年五月三日付け無役通行通知によれば、同年一月から宝永元年七月まで都賀行村百姓山で鑪一軒・

鍛冶屋一軒の操業を認められ、「長割」二〇五駄の無役通行が免許されている。内訳は「当正月より来申ノ正月迄」の請鉄一四〇駄、「午年出残鉄」六五駄とあるので、操業は元禄十五年からであったことがわかる。砂鉄を「他領」から購入している。

翌宝永元年三月六日付け無役通行通知では「鉄長割」一一五駄の通行が認められている。内訳は「猪谷、未正月より申七月迄御請鉄之内、井一本杉未年御請鉄之内出残」とあり、猪谷と一本杉に対するものであった。前述のように都賀行村には御林

山の猪谷山があり、十六年七月頃まで八色石村安左衛門が請け負っていた。この山をのちに十兵衛が請け負ったとも考えられるが、元禄十六年の通知に「都賀行村百姓山」もみえることから、この場合御林山の猪山ではなく、百姓山の猪山と理解したい。一本杉は、宝永元年三月

月二十六日付け無役通行通知で「長割」二〇八駄の無役通行が認められており、「都賀行村赤本杉鍛冶屋老軒、未申両年都賀行村十兵衛御請いたし候」とあるので、元禄十六年から請け負った山である。

通過記録は元禄十六年五月から宝永元年八月までである。元禄十六年五〜十月で「長割」一一〇駄余、宝永元年三・五・八月で計「長割」二三四駄余で、長割の出荷が主である。なお十兵衛に関する無役通行通知は、いずれも宛先に江川上流の番所都賀口を含む。

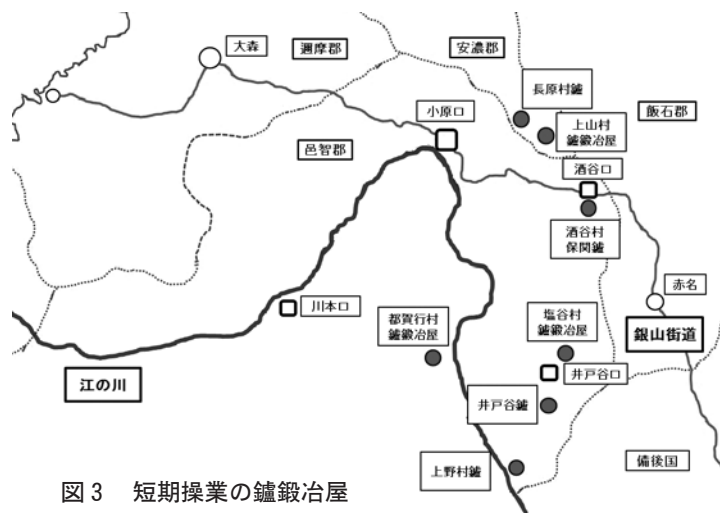


図3 短期操業の鑪鍛冶屋

上流の浜田藩領村々からの砂鉄購入、あるいは長割を上流部に出荷した可能性などが考えられる。

(二) 源右衛門の保関鑪

元禄十五年二～七月、「保関鑪主源右衛門」が、九日市村・酒谷村の百姓腰林を炭所として鑪一軒、鍛冶屋一軒の操業と「鉄長割」九八駄の無役通行を認められている(同年二月の無役通行通知)。これは酒谷村保関での操業と考えられる。長割の出荷もあるので鍛冶屋も併設していたことになる。砂鉄を「他領」から購入している。

記載は同年のみで、七月に「鉄長割」五〇駄、八月に「長割」二六駄が小原口を通過している。十五年の無役通行残量が二三駄あるが、「留帳」にその分の通行記録はない。この時期、川戸村で吾郷村八左衛門が割鉄鍛冶屋を操業しており、たとえばここに「銑」が販売された可能性も考えられる。なお、無役通行通知の宛先は「酒谷口・井戸谷口・都賀口・都賀行口・濱原口・小原江津迄」とあり、酒谷口・井戸谷口が含まれている点が注目される。

(三) 塩谷村権右衛門の塩谷村鑪鍛冶屋

宝永六年十月から正徳元年三月まで足かけ三年間、塩谷村権右衛門の名で鉄荷の通過がある。「塩谷鑪」「塩谷鑪鍛冶屋」とあるので居村での操業であろう。宝永六年十月に「鉄」十駄、同七年五～九月に「鉄長割」一二八駄、正徳元年一～三月に「鉄長割」六〇駄が小原口を通過している。長割と銑等の両方を出荷している。

(四) 上山村治左衛門の上山村鑪鍛冶屋

飯石郡との境、安濃郡上山村で操業された。操業者は上山村治左衛門。正徳二年六～九月に「鉄長割」が小原口を通過している。通過量は計三九駄三〇貫と小さい。

(五) 長原村与右衛門の鑪

長原村与右衛門は、正徳三年五～八月の四ヶ月間出荷が確認できる。「鉄」を合計一〇〇駄出荷している。鑪単独操業と考えられる。鑪名の記載はないが、居村で

の操業であれば安濃郡内の鑪である。

(六) 庄兵衛・与右衛門(与三右衛門)の上野村鑪

正徳五年四月から享保元年五月まで鉄荷通過が確認できる。正徳五年時には「庄兵衛・与右衛門」、享保元年には「庄兵衛・与三右衛門」とあるが与右衛門と与三右衛門は同一人であろう。両名の関係は不明。出荷は、正徳五年四～十月に「鉄長割」一四三駄一束、享保元年四月に「鉄長割」二〇駄だが、享保元年五月のみ「銑」二〇駄を出荷している。長割を出荷しているので鍛冶屋を併設していた可能性もある。

(七) 藤九郎

正徳五年九月のみ「鉄」五〇駄の通過がある。居村、操業種別の記載はない。

七 割鉄鍛冶屋・釘地鍛冶屋の単独操業

割鉄鍛冶屋、釘地鍛冶屋の単独操業として次のものがある(図4参照)。

(一) 吾郷村八左衛門

吾郷村八左衛門は、元禄十五年八月から宝永五年十月までの七年間、川戸村鍛冶屋、上山村鍛冶屋、吾郷村鍛冶屋を単独操業している。

① 川戸村鍛冶屋 同人名での元禄

十五年閏八月から宝永元年六月出荷分が川戸村鍛冶屋生産分と考えられる。初見の元禄十五年八月三日付け無役通行通知では一一七駄の通行が認められている。内訳は、a川戸村久面の百姓山を請け負い八～十二月

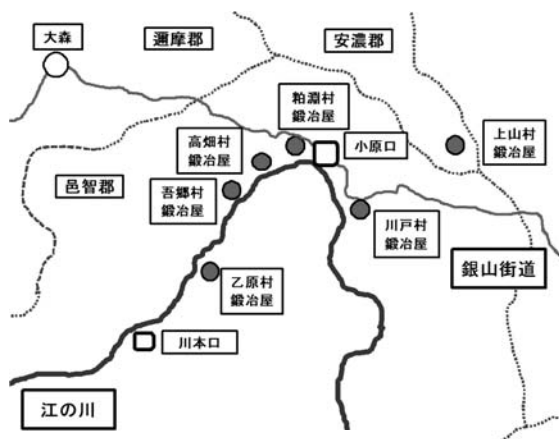


図4 割鉄・釘地鍛冶屋の操業場所

である。粕淵村鍛冶屋に関する記載はこれのみである。

(三) 高畑村鍛冶屋

高畑村鍛冶屋は、正徳三年一月から享保元年十二月まで、五年間という比較的長期間の操業が確認でき、しかも釘地鍛冶屋である点が特長である。釘地鍛冶屋は、長割・平割・千割などの鍊鉄（長さ一尺五寸内外）を生産する割鉄鍛冶屋と違い、鋤・雑鉄などから長さ五、六寸、幅四寸、厚さ一寸ほどの釘の下地を生産する鍛冶屋である（『広島県史 民俗編』）。

正徳三年一月二十八日付けの無役通行通知が、治右衛門操業の高畑村鍛冶屋に関する初見である。治右衛門に村名の肩書きはないが、正徳二年十一月まで粕淵村鍛冶屋から鉄荷を出荷していた明塚村次右衛門と同一人の可能性もありうる。治右衛門は久保村・高畑村の百姓山を請け負い、高畑村で釘地鍛冶屋を操業し、「釘地鉄」一五六駄の無役通行を認められている。通知は小原口から江津口までの番所に宛てられている。高畑村鍛冶屋で生産された釘地鉄は、江川を下り江津へ運ばれる場合と上流の小原口へ運ばれ同地に陸揚げされる場合があったことになる。正徳三年四〇八月の五ヶ月間（閏五月あり、六月出荷なし）には、治右衛門名で「釘地鉄」一三二駄余が小原口を通過しており、小原での陸揚げが主ルートとみられる。

正徳四年四月以降、高畑村鍛冶屋からの出荷は明塚村徳左衛門名である。²⁴正徳四年四〇六月、五年四〇六〇九月、享保元年八〇九〇十一月・十二月に小原口を通過しているが、正徳四年は「釘地長割」を一八〇駄（免鉄分を超過）、以後は「鉄長割」「長割」の出荷である。名目は釘地鍛冶屋であるが、徳左衛門時代には割鉄生産へと転換した可能性が考えられる。出荷先は小原口が主である。

(四) 乙原村鍛冶屋

宝永四年二〇三月、濱原村利右衛門操業の乙原村鍛冶屋から「長割」四五駄、五七駄が小原口を通過している。

おわりに

以上の検討、および先行研究をふまえ、一八世紀前期石見銀山領内陸部における鉄山業の特長を述べる。推測も多く、今後訂正すべき点も多いとは思いますが、銀山領研究を進める上でたたき台になればと考える。

(一) 川本村鉄師による大規模な鉄山経営

「留帳」に現れる川本村の鉄師十三郎・十五郎・重郎兵衛・七郎右衛門は、渡利屋（三上家）の人物とみられる。同家が川本村を中心に大規模な鉄山経営を展開していたことは『川本町誌』に詳しいが、「留帳」からは、その経営規模がすでに一八世紀前期、銀山領内陸部では他の鉄師に卓越するものであったことがわかる。長期にわたり継続的に鑪鍛冶屋操業を行い、同時期に二〇三ヶ所で操業していたこと、無役通行許可量から想定される生産量の大きさがその指標となる。一八世紀前期の当該地域でこのような鉄師の成長が見られた点にまず注目したい。

操業場所は、居村川本村以外に、長藤村曲、都賀行村大原、井戸谷村、九日市村花谷など、川本村以東に及んだ。注目したいのは、川本村での操業期間中、長藤村曲および都賀行村大原での鑪鍛冶屋操業など、十八世紀前期にすでに居村と他村で平行操業を展開していた点である。「留帳」では元禄十五年〇宝永二年しか川本村での操業を確認できないが、以後も川本村で操業は継続されたとみられる。

笠井氏の研究を参考にすれば、十八世紀中期（寛延・宝暦期）、川本村重郎兵衛は川本村と長良村の二ヶ所で鑪を操業している。砂鉄・炭の運上銀負担額では、当時の銀山領鉄師中もっとも大きい。操業場所が川本村より上流か下流かという違いはあるものの、居村と他村で鑪を操業するあり方は一八世紀前期と共通する。この点から、宝永三年以降、曲・大原鑪鍛冶屋、井戸谷鑪鍛冶屋、花谷鑪鍛冶屋の操業期間中、川本村でも操業が続いていた可能性は高い。渡利屋はまず居村で操業を始め、やがて川本村より上流諸村の御林山でも鑪鍛冶屋操業を開始して経営規模を拡

大したが、やがて上流域のめばしい御林山を伐り尽くし、一八世紀中期には川本村より下流域をもうひとつの操業場所としたのであろう。⁽²⁵⁾

元禄十六年、十三郎は請け負った御林山等に対して計三一五一駄分もの「鉄長割」の無役通行が認められている。二ヶ所の鑪鍛冶屋操業に対するものである。これがそのまま鑪・鍛冶屋の生産量を示すものではないが、同時期における他の鑪鍛冶屋の無役通行量と比べその大きさは突出している。この点からも渡利屋の経営規模の大きさがわかる。同家が周辺の鑪からも銑を買い入れ、自身の鍛冶屋で割鉄に加工していたことも考えられる。

中国地方各地の鑪では、天和・貞享→享保期頃に従来の吹差鑪や踏鑪に替わって天秤鑪の導入が進み、鑪の生産性が大きく向上した。⁽²⁶⁾ 銀山領の場合でも「先前之儀者天秤無之、差吹四挺ニ而吹方罷在候」とする史料がみえる。⁽²⁷⁾ 安政四年の碑文「創天秤鑪記」は石見で享保期に天秤鑪が導入されたと記す。一方、角田徳幸氏の研究によれば、文政八年（一八二五）に著された「金屋子縁起抄」に、享保十九年（一七三四）、「川本村の渡利屋重郎兵衛らが那賀郡太田村で近隣では初めての天秤吹き」の『金屋子鑪』（桜谷鉦）を営んだが、九年後に焼失し長良村へ移転した」という記事があるという。⁽²⁸⁾ 「金屋子縁起抄」が事実を伝えているとすれば、「留帳」の記載された時期、渡利屋ではまだ天秤鑪は導入されていなかったことになる。「金屋子縁起抄」に描かれるような吹差鑪四挺を並べた操業であった可能性が考えられる。

（二）短期間のみ確認できる鑪の存在

「留帳」では、確認できる操業期間、あるいは鉄荷が小原口を通過した期間が一〜三年程度と短い鑪が多くみえる。それは必ずしも実際の操業期間を意味するとは限らないが、渡利屋のように大規模で長期的・継続的な操業ではなく、短期間操業する鑪が存在したことは確かであろう。⁽²⁹⁾ こうした鑪も、天秤鑪を用いた本格的な操業ではなく、吹差鑪を用いた操業であった可能性を考えてみたい。「鉄山必要記事」には吹差鑪二挺による「二つ鑪鑪」の図が載る（第四「釜塗の事」）また、宝暦期

の松江藩領では、吹差鑪を用いた臨時的な鑪操業が出願された事例がある。⁽³⁰⁾ 短期間のみ操業された鑪の実態を考える上でこうした例が参考となる。

そのような短期間操業の鑪でも、本格的な高殿でなくとも、建屋・覆屋を設ける必要はある。⁽³¹⁾ 鍛冶屋を併設する鑪も多く、鑪周辺には鍛冶屋施設、居小屋、倉庫、山子（炭焼き）の小屋なども要る。

享保六年（一七二一）、酒谷鉦（邑智郡酒谷村）の伝兵衛が大坂鉄問屋へ銑一〇〇駄を送った際の証文が原田氏により紹介されている。それによれば伝兵衛は宅野浦泉六郎兵衛の廻船で銑を送るとともに、銑代銀と差引する形で六郎兵衛から敷銀三貫目を受け取っている。⁽³²⁾ 伝兵衛の経営規模は不明だが、渡利家のような大規模経営者以外でも、享保期には大坂鉄問屋との関係をもち、廻船業者との金融・信用関係のもと操業する事例があったことを示す。また、短期間操業の鑪は、都賀行村猪谷鑪で推測したように、領内鍛冶屋での銑需要を見越し操業された可能性もある。

短期間のみ確認できる鑪の解明は今後の検討課題としたいが、それを「野たたら」のような操業と理解し過小評価することは妥当ではない。吹差鑪を用いて操業を行う、一七〜一八世紀における特長的な鑪と捉える必要がある。それは、時期、地域によっては天秤鑪を用いた鑪操業と併存する。⁽³³⁾ 「留帳」にみえる短期間操業の鑪は、そうしたあり方を示すものではないだろうか。

（三）割鉄生産

当該地域の鑪は多くが鍛冶屋を併設しており、また割鉄鍛冶屋・釘地鍛冶屋の単独操業も確認できる。小原口を通過した鉄荷の種類からも、当該地域の鉄山業が、割鉄の生産・出荷に力を注ぐものであったことは明らかである。ただし、割鉄以外の銑等の出荷もある程度の比重をもっており、この点で、例えば広島藩領山県郡のように割鉄の生産・出荷に特化した地域とは異なる。

単独の鍛冶屋がいずれも小原口に近い地域で操業されている点も注目したい。小原口には上流域の鑪で生産された銑が送られてくる。多くが江津へと運ばれる一方

で、少なくとも量は小原で荷揚げされ、周辺で操業する鍛冶屋が購入したであろう。小原口周辺での鍛冶屋操業は、銚の購入上、利点がある。また、小原口より下流に位置する吾郷村および高畑村の鍛冶屋が、生産した割鉄・釘地鉄を小原口へ送っていた点も注目したい。荷揚げされた割鉄・釘地鉄は小原周辺で消費(加工)される一方、たとえば大森銀山、あるいは大田へ向け陸送された可能性はないだろうか。

(四) 鉄の流通

当該地域では多くの鉄荷が江川を下り、大坂を中心とする領外市場に出荷された。一方、「留帳」にみえる無役通行量の動向からはそれとは異なる動きも見えてくる。たとえば、元禄十五〜十六年の都賀行村猪谷鑑の場合、川本村十三郎が長藤村で操業する曲鍛冶屋へ銚を出荷した可能性が考えられる。また、宝永元年の井戸谷鑑の場合、井戸谷の口留番所を通過し領外に鉄荷が出荷された可能性も推測できる。石見国の銚販売は、地払い(領内での売却)、北国への販売、瀬戸内への注文積み(廻船による)があったとされる⁽³⁴⁾。地払いには、領域内での鍛冶屋向け銚販売のほか、大森銀山での需要も無視できないのではなからうか。

(五) 「他領」からの砂鉄購入

八色石村安左衛門、都賀行村十兵衛が都賀行村で操業した鑑、および酒谷村保閑鑑が「他領」から砂鉄を購入していた。「他領」とは出雲国広瀬藩領を指す場合および石見国内の浜田藩領を指す場合が考えられる。

宝暦四年(一七五四)一月、三次藩領恵蘇郡の庄屋が鉄山業の概況を藩に報告した「鉄山一統之次第」によれば、備後国三次・恵蘇郡内の鉄山が「他領小鉄」を購入する例として、広島藩領恵蘇和南原村・森脇村のほか、出雲国内の飯石郡頓原村、「都賀村」(都加賀村か)、「谷栗村」(ママ、場所不明)、「来千島村」(上下来島村か)、「仁多郡上阿井村・馬木村をあげている。ただし、他領からは質の良い砂鉄が購入できず「悪小鉄」が多いと評価は低い。頓原村・都加賀村・来島村は広瀬藩領である。出雲国境に近い酒谷村保閑鑑はこれらの村から砂鉄を購入した可能性がある。なお、

仁多郡の二ヶ村は松江藩領である。同藩では鉄方方式により各鉄師に郡内鉄穴を割り当て、他国・他所売りは禁止していた。この二ヶ村から砂鉄購入が可能であった理由は定かではない。

都賀行村での鑑操業の場合、浜田藩領からの購入も考えられる。明治初期の「皇国地誌」では、浜田藩領出羽組の木須田村・阿須那村・宇都井村、市木組の井原村・矢上村・中野村・市木村を砂鉄産出地としてあげる。特定は難しいが、上流の宇都井村産砂鉄の購入は可能性があるのでないか。都賀行村十兵衛に関する無役通行の宛先に都賀口が含まれている点はそうした推測を可能とする。

(六) 大森町人と鉄山業の関わり

元禄十五年・宝永二年、大森町人甚右衛門・半四郎・理兵衛が井戸谷鑑を操業していた。一八世紀前期、銀山領の中心地大森町の町人らが鉄山業と関わりをもって、いたことを示す例として注目したい。三名の性格は不明である。ただし、宝永三年以降名前が見えなくなる甚右衛門・半四郎と、宝永五年に井戸谷鑑から鉄荷を出荷した人物として名が見える理兵衛では操業への関わり方が異なり、あるいは前二者は出資者、理兵衛は実際の鑑操業者という違いがあったかもしれない。

大森町人と鉄山業との関わりについては仲野氏が文化二年(一八〇五)の事例を紹介している。この年、銀山領の邑智郡村之郷村が、浜田藩領高見村の鉦鍛冶屋経営者大田屋と村内での鍛冶屋操業を計画するが、その際、大森町の田儀屋三左衛門に鍛冶屋運上請負人となってもらい、代官所への出願を依頼した。田儀屋は掛屋や御用達を勤める御用請負人で、鍛冶屋操業には銀主として参画したという⁽³⁶⁾。この事例から、大森町人が出資者となり、邑智郡内での鑑鍛冶屋経営に加わる例があったことがわかる。大森町人による鉄山業への関与がいつごろから始まり、以後どのような形で展開したのかという点も興味深い問題と考える。

註

- (1) 庄司久孝「たたら(鑪)の経営形態より見たる出雲、石見の地域性」(『島根大学論集人文科学』通号1 一九五一年)、向井義郎「中国山地の鉄」(『日本産業史体系—中国四国地方編—』)。
- (2) 土井作治「『石州鑪五ヶ所流仕法書聞書』について」(『瀬戸内海地域史研究』第3輯 文献出版 一九九一年)。なお、浜田藩領については、拙稿「近世における銅押鑪と浜田藩」(島根県古代文化センター研究論集第24集『たたら製鉄の成立過程』二〇二〇年)で検討した。
- (3) 角田徳幸「たたら吹製鉄の成立と展開」(清文堂 二〇一四年)第4章「たたら吹製鉄の地域的展開」。
- (4) 『近世日本における鉱物資源開発の展開』(古今書院 二〇一一年)第五章「幕府直轄鉱山、石見銀山の存続とその周辺地域」。
- (5) 仲野義文「山間地域史の視座—石見銀山領の村における生産・流通・資本—」(『芸備地方史研究』二八四号 二〇一三年)、岩城卓一「石見幕領におけるたたら製鉄と地域社会」(『ひょうご歴史研究室紀要』第5号 二〇二〇年)。
- (6) 「近世中期石見銀山領における鉄山政策と鑪製鉄業の展開」(『史学研究』第二八二号 二〇一三年)。笠井氏には「近世江川流域における鑪製鉄業の展開」(『たたら研究』第五〇号 二〇一〇年)もある。
- (7) 「十八世紀の石見銀山料港町における銑・鉄取引—宅野浦の廻船商人増屋の活動を手がかりに—」(島根県教育庁文化財課世界遺産室編『石見銀山の社会と経済—石見銀山歴史文献調査論集—』所収 二〇一七年)。
- (8) 「石見国銀山附幕領沿岸部における経営動向についての試論」(『同右』所収)。
- (9) 「寛政天保期における鉄商品の廻送と小型廻船—石見国銀山附幕領の事例から—」(『歴史評論』八五三号 二〇一二年)。
- (10) 『近世瀬戸内の環境史』(吉川弘文館 二〇一二年)の「Ⅱ 人々の暮らしと野生動物」第二章「石見銀山領における猪被害とたたら製鉄」。
- (11) このほか、那賀郡を対象とした榊原博英「石見国那賀郡の近世末から近代のたたら製鉄—遺跡分布と高殿平面形の比較を中心として」(『古代文化研究』No.22 島根県古代文化センター 二〇一四年)、明治期石見の地域的特質を論じたものに加地至「明治期島根県石見地方における在来製鉄業の地域的特質」(『地域地理研究』第九巻 二〇〇四年)がある。
- (12) 『温泉津町誌 中巻』(温泉津町 平成七年)第三章。
- (13) 前掲笠井論文による。ただし、寛延三年(一七五〇)十一月「銀山領役銀取立覚書」(『温泉津町誌 別巻資料編』所収、96〜101頁)によれば、この制度は口留番所での処理に混乱が生じやすく(吟味入組候ニ付)、寛延三年には廃止され、「鉄荷之儀一統積出候番所ニ而役銀取立」方式に変更された。銀山領の御林山については仲野義文『銀山社会の解明 近世石見銀山の経営と社会』(清文堂 二〇〇九年)第六章「銀山を支えた資材調達システム」に詳しい。
- (14) 元禄十五年中に八色石村安左衛門の鑪が布施村から都賀行村猪谷へ打ち替えられた分は一軒と数えた。
- (15) 宝永五年は二月で渡利屋が操業する曲鑪からの出荷が終わり、三月から井戸谷鑪からの出荷となるためこの年は一軒と数えた。
- (16) 駄数が貫数換算でどれほどになるかは、一駄の貫目が銑と割鉄で異なる(銑三〇貫、割鉄二〇貫か)ので正確には言えないが、仮に一駄二五貫として概略計算すれば、年平均で三五、〇〇〇貫、多い年で三七、五〇〇〜五〇、〇〇〇貫となる。
- (17) 一八世紀前期の松江藩領神戸郡の田儀櫻井家の経営でも、割鉄鍛冶屋を操業し割鉄生産を中心としつつ、銑も出荷している。拙稿「松江藩領神戸郡における田儀櫻井家の鉄山経営」(相良英輔先生退職記念論文集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会—近世近代の中国地方』清文堂 二〇〇八年)。
- (18) 史料4によれば元禄十五年三月での無役通行許可量は一八五六駄余、「留帳」で確認できる同年の小原口通過鉄量は計一三八二駄余、差引残余は四七四駄となる。しかし史料5では元禄十六年一月時点での前年残量は八七一駄とあり四〇〇駄多い。後年の例では百姓山を単年で請け負い無役通行を認められている場合があるので、「留帳」には収録されていないが、元禄十五年内に別の山を請け負い四〇〇駄程度の通行を追加して認められていた可能性を考えておきたい。
- (19) 原田氏は潮村で鑪操業が行われたとしている(前掲註4)。
- (20) 曲鑪鍛冶屋は「大原・蒲代・源太山・曲り鉦鍛冶屋」と表記される場合がある。大原・蒲代・源太山は曲山とともに曲鑪鍛冶屋の炭山として渡利屋が請け負った山である。大原・蒲代・源太山・曲山を請け負い、操業している鑪鍛冶屋という意味で役人が「大原・蒲代・源太山曲り鉦鍛冶屋」と記したと筆者は理解する。大原・蒲代・源太山・曲でそれぞれ鑪が操業されていたと解釈すれば、渡利屋が近隣で4ヶ所もの鑪鍛冶屋(川本村を加えれば5ヶ所)を同時に操業したことになる。労働力編成などを考えるとこの時期にそのような大規模経営はとても考え難い。
- (21) 宝永三年十・十二月、宝永四年一・三月に「曲鑪・大原鑪鍛冶屋」との記載がある

が、宝永三年十一月には「曲鑪・大原鍛冶屋」、宝永四年十月以降は「大原鍛冶屋」とあるので、表記の誤り（大原で鑪は操業されていない）と考える。

- (22) 元禄十六年八・九月の「八色石村安右衛門」も同一人とした。また宝永元年八月に「長割」一三駄一〇貫を出荷した「安左衛門」がいる。肩書きが難読で、「湯谷」とも読め、八色石村安左衛門と別人の「湯谷村安左衛門」ともできる。筆者は、ここ一ヶ所だけ「湯谷村の安左衛門」が現れるとは理解せず、「猪谷（いのたに）」の書き間違い（写し間違い）、あるいは変体がなの「移（い）」と読み、都賀行村猪谷で操業した八色石村安左衛門と同一人と判断した。

- (23) 十五年の無役通過許可量三三四駄二〇貫から同年の小原口通過量一一一駄および十五年の通過残量（十六年繰越し分）五六駄二〇貫を差し引いた数値。

- (24) 享保元年十二月の出荷分は「高畑村徳左衛門」とあるが同一人であろう。

- (25) 佐竹氏の研究（前掲註10）によれば、川本村重郎兵衛は潮村の今山を享保十八年（一七三三）から八年、同村二郷山を享保十九年から一〇年請け負ったが、宝暦・明和期には、同村一坂山や今山は伐採され樹木がなくなっており、二郷山も伐採中という状況であったという。

- (26) 武井博明「近世鉄山業の鞆について」（『近世製鉄史論』三二書房 一九七二年）、土井作治「近世たたら製鉄の技術」（『講座・日本技術の社会史 第五巻 採鉱と冶金』日本評論社 一九八三年）。なお、拙稿「18～19世紀中期における鑪操業と技術展開——安芸国山県郡佐々木家鑪を中心に——」（『たたら研究』第51号 二〇一二年）で天秤鞆導入後の鑪操業の変化を具体的に検討した。

- (27) 中村家文書。註5仲野論文で全文が紹介されている。

- (28) 「江津市桜谷鉦金鑄児神社と江の川流域の鉄生産」（『たたら研究』第48号 二〇〇八年）。

- (29) 笠井氏の研究（註6、二〇一三年）によれば、寛延・宝暦期、銀山領の鑪が負担した砂鉄・木炭の役銀料は鑪ごとによりかなり大小があり経営規模の違いが推測される。

- (30) 拙稿「鉄方方式と藩・鉄師・百姓・炭の他国売と鑪増設——（鉄師・絲原家の研究と文書目録——絲原家文書悉皆調査報告書——島根県横田町教育委員会 二〇〇五年）。

- (31) 出雲では、一七世紀半ばの鑪山売買証文からすでに高殿が構築されていたとする指摘がある。佐竹昭「櫻井家の資産形成過程と鉄山証文」（『櫻井家たたらの研究と文書目録——櫻井家文書悉皆調査報告書——奥出雲町教育委員会 二〇〇六年）。

- (32) 前掲註7。

- (33) 天秤鞆導入以前、踏鞆・吹差鞆段階での鑪操業に注目すべきことは、拙稿「17～18

世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展開」（『史学研究』第二六七号 二〇一〇年）でも述べた。なお、武井氏が、宝暦・天明期にはまだ吹差鞆と天秤鞆が混在したと指摘している点に改めて注目したい（『近世鉄山業の鞆について』）。

- (34) 下向井紀彦「近世後期尾道における鉄の加工と流通」（『たたら研究』第56号 二〇一七年）。

- (35) 『比和町誌』（比和町 一九八〇年）所収、資料四。

- (36) 前掲註5。